

令和2年度山口支部事業計画（案）

令和2年1月20日

1. 基盤的保險者機能關係

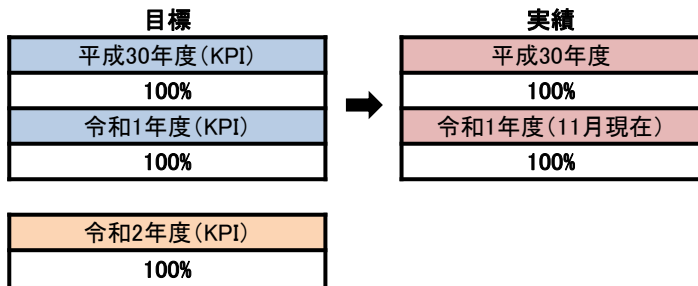
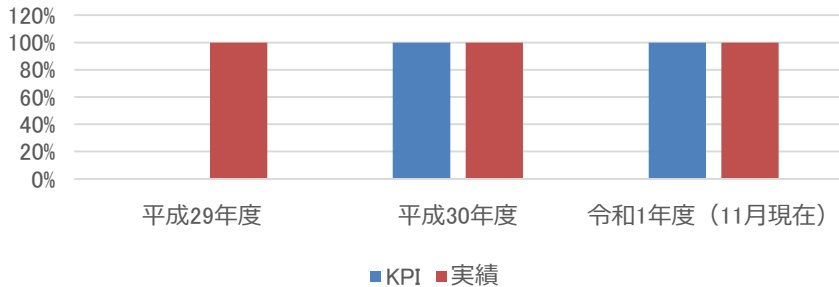
1. 基盤的保険者機能関係

○サービス水準の向上

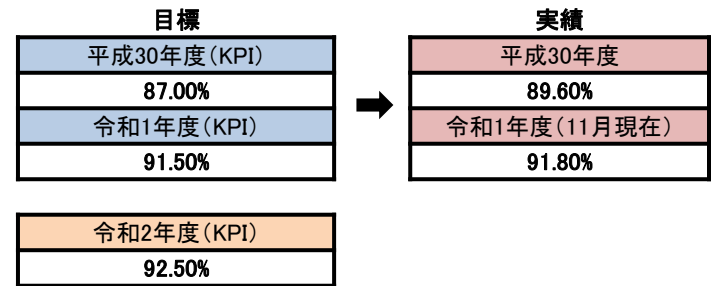
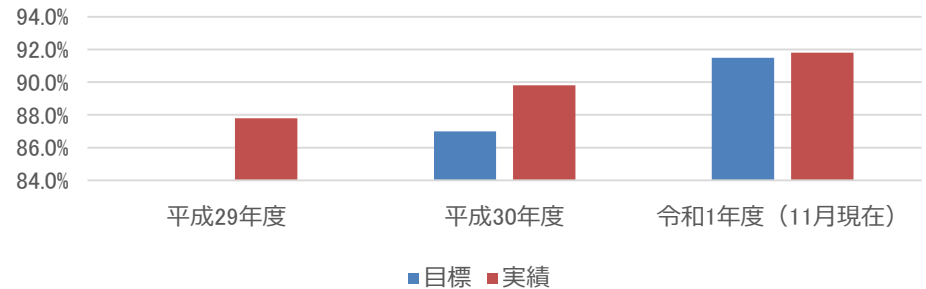
■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を92.5%以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
<p>・お客様満足度調査結果を活用したサービス水準の向上</p>	<p>①調査結果を活用した改善策を講じる。 ②お客様の声等が寄せられた際には、本部報告を行う。 ③郵送化の推進について、統一的な対応が行えるよう作成したマニュアルに基づいた電話対応を行い、郵送での申請を勧める。 ④広報誌、メルマガ等で郵送化を推進する広報を行う。 ⑤申請書送付時の送付文に郵送での申請を勧める広報文を掲載する。 ⑥窓口申請が多い申請書について、返信用封筒の活用等、郵送化推進の施策を重点的に実施する。</p>
<p>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）の遵守および正確な審査の実施</p>	<p>・システムにより日々審査状況を確認し、処理漏れを防止する。</p>

サービススタンダード達成率



郵送化率



1. 基盤的保険者機能関係

○業務の標準化・効率化・簡素化の推進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・「山崩し方式」による業務処理体制の定着	①ユニットミーティングを毎日実施する。 ②担当者個人の処理能力の把握と向上を図るため、育成計画を立てるとともに個人面談を実施する。 ③担当者の処理能力に応じた作業配分を行う。
・審査手順書、確認者の手引きに基づく審査の徹底	・審査手順書、確認者の手引きによる勉強会を実施する。

○現金給付の適正化の推進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・不正疑い事案にかかる事業主への立入検査の積極的な実施	①不正疑い事案が発生した場合には、随時、保険給付適正化PT会議を開催し、事業主への立入検査等の対応を検討する。 ②資格喪失後に継続して傷病手当金等を受給し、新たに資格を取得している事案について、重点的に審査を行う。
・傷病手当金と障害年金等との併給調整等との確実な実施	・年金との併給調整対象者リストを取得後、即時、内容確認に着手し、取得後3ヶ月以内に処理を完了させる。

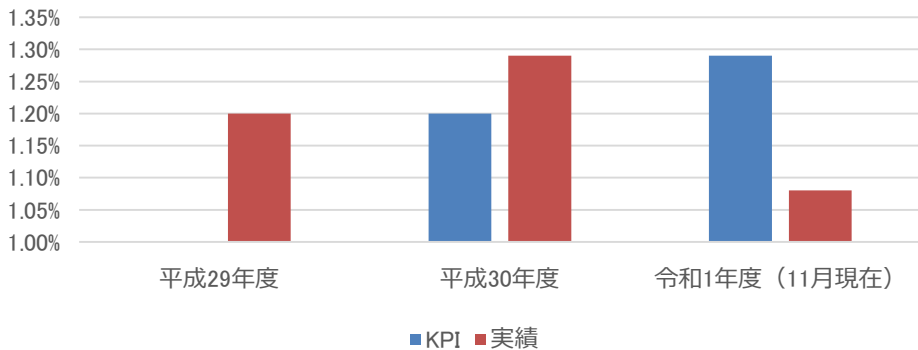
1. 基盤的保険者機能関係

○柔道整復施術療養費の適正化の推進

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者に対する文書照会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①3部位10日以上を受診者に対して全件、文書照会を実施する。（4か月以内に送付したものを除く） ②年間を通じ、長期間受診している者に対し、文書照会を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施術所に対する文書照会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3部位15日以上かつ長期受療の申請を行っている施術所に対し、文書照会を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道整復療養費審査委員会（柔整審査会）による施術所への指導 	<ul style="list-style-type: none"> ①審査会で施術内容に疑義（多部位が多い傾向など）が生じた施術所に対し、注意喚起を図る。 ②療養費の請求内容に不正又は著しい不当性の有無の確認が必要な施術所に対し、面接確認委員会による確認を行う。 ③不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。

3部位以上かつ15日以上施術の申請割合



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
1.20%	1.29%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (11月現在)
1.29%	1.08%
令和2年度 (KPI)	
対前年度以下	

1. 基盤的保険者機能関係

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認の徹底等、審査の強化	①文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する。 ②内容に疑義が生じた申請について、受診者に対し、文書照会を実施する。 ③不正の疑いがある案件については、厚生局に対し、情報を提供する。 ④業務マニュアル・手順書に基づいた審査を実施する。

1. 基盤的保険者機能関係

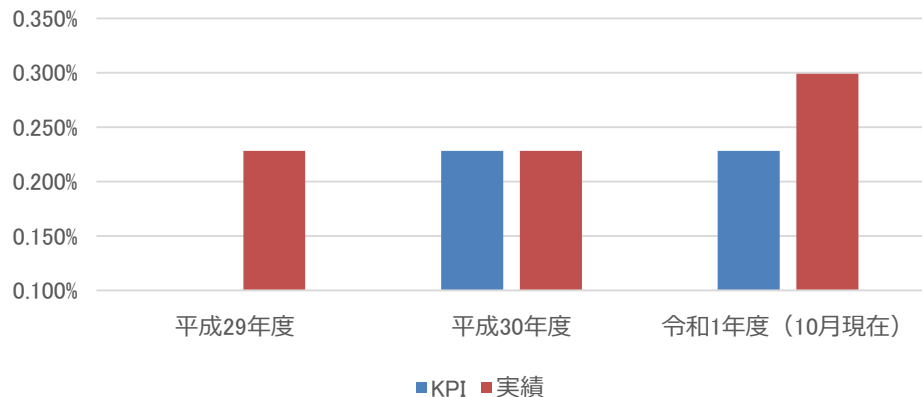
○効果的なレセプト点検の推進

(1) 内容点検

■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 内容点検効果向上計画に基づく効果的なレセプト点検の推進	・ PDCAサイクルを確実に回して、効果的なレセプト点検を実施し、内容点検効果向上計画を推進する。
・ 社会保険診療報酬支払基金への働きかけの強化	・ 社会保険診療報酬支払基金山口支部に対して、引き続き厳正な審査を求める。
・ 点検スキル向上のための勉強会及び研修の実施	・ 支部主催研修等を通して、点検スキルの向上を図る。
・ 社会保険診療報酬支払基金改革を見据えたレセプト点検のあり方の検討	・ 社会保険診療報酬支払基金山口支部との情報共有を推進し、将来に向けた効果的な点検方法を検討する。

合算査定率



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
0.228%	0.228%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (10月現在)
0.228%	0.299%
令和2年度 (KPI)	
対前年度以上	

1. 基盤的保険者機能関係

(2) 資格点検

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
資格期間外レセプトの適正把握及び資格点検の確実な実施	・ 医療機関照会を適切に実施し、返納金債権へ確実に引き継ぐ。

(3) 外傷点検

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 外傷レセプトの適正な事務処理	①負傷原因照会を確実に実施する。 ②第三者行為による受診者に対し、傷病届提出勧奨を確実に実施する。
・ 損害賠償請求（求償）にかかる適正な管理及び求償事務の確実な実施	・ システムを活用した適正な管理を徹底し、確実に求償する。

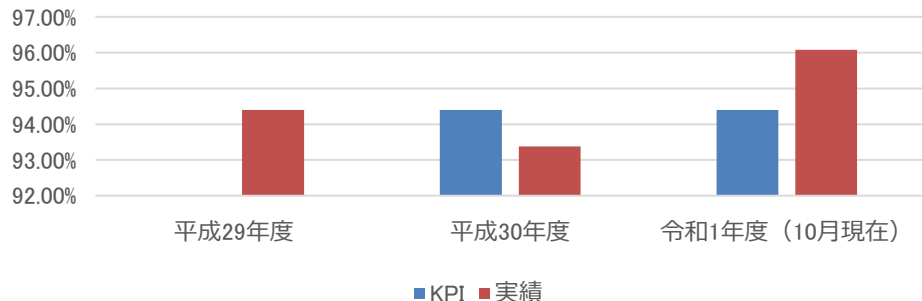
1. 基盤的保険者機能関係

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- KPI : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.3%以上とする
- ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- ③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

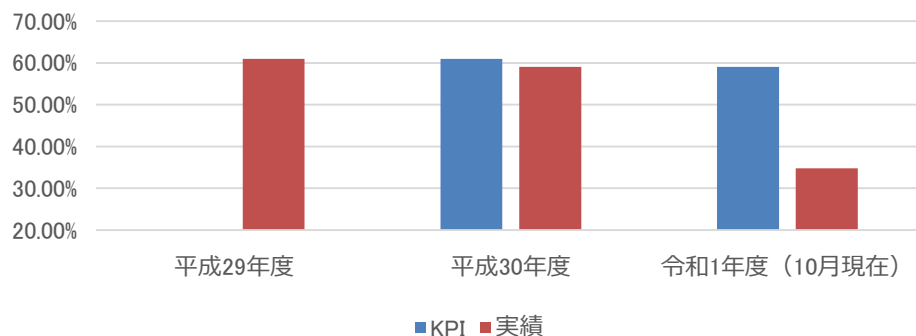
具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の保険証未回収者に対する返納催告の徹底	・ 資格喪失処理日から2週間以内の返納催告を徹底して行う。
・ 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等の強化	・ 債権発生防止のため、保険証の未返納者に対して早期の電話催告を行う。
・ 保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施	保険者間調整の推進 ・ 保険者間調整により返納金債権の回収率向上を図る。特に10万円以上の債務者に対し、保険者間調整による納付を強く促す。 債務者に対し電話催告等確実な実施 ①債権回収強化月間として、7月、12月に支部全体による電話催告を実施する。 ②18時以降の電話督促を実施する。 法的手続きの確実な実施 ・ 1万円以上の債務者で県内現存者、又は、30万円以上の債務者を対象とした法的手続きを実施する。

保険証回収率



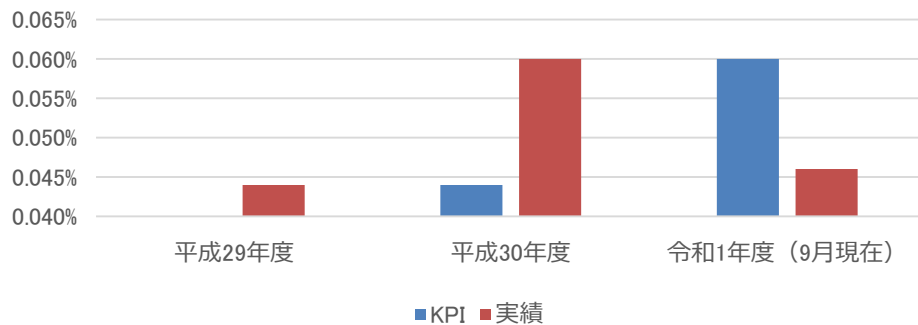
目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
94.40%	93.38%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (10月現在)
94.40%	96.08%
令和2年度 (KPI)	
96.30%	

返納金債権の回収率



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
61.00%	59.04%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (10月現在)
59.04%	34.75%
令和2年度 (KPI)	
前年度以上	

喪失後受診に伴う返納金の割合



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
0.044%	0.060%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (9月現在)
0.060%	0.046%
令和2年度 (KPI)	
対前年度以下	

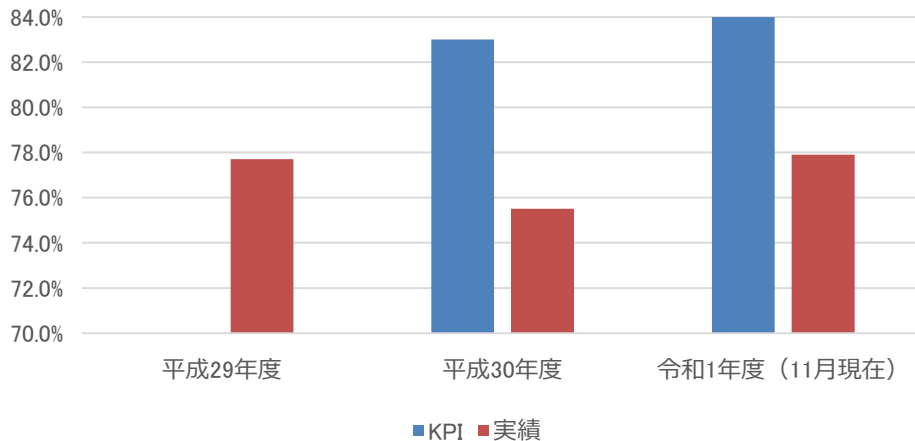
1. 基盤的保険者機能関係

○限度額適用認定証の利用促進

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主や健康保険委員に対するチラシやリーフレットによる広報の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報誌への記事掲載を実施する。 ② 各種研修会等において、認定証利用の案内を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療機関や市町と連携した利用促進の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉医療受給者等、継続して高額療養費に該当すると考えられる者に対し、認定証利用の勧奨を行うとともに、ターンアラウンド式の申請用紙を送付する。 ② 認定証の利用が少なく、高額レセの多い医療機関へ「限度額セット」の利用を依頼する。 ③ 市町が行う医療費助成事業について、支払基金への委託が進むよう市町等に積極的な働きかけを行う。

限度額使用割合



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
83.0%	75.5%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (11月現在)
84.0%	77.9%
令和2年度 (KPI)	
85.0%	

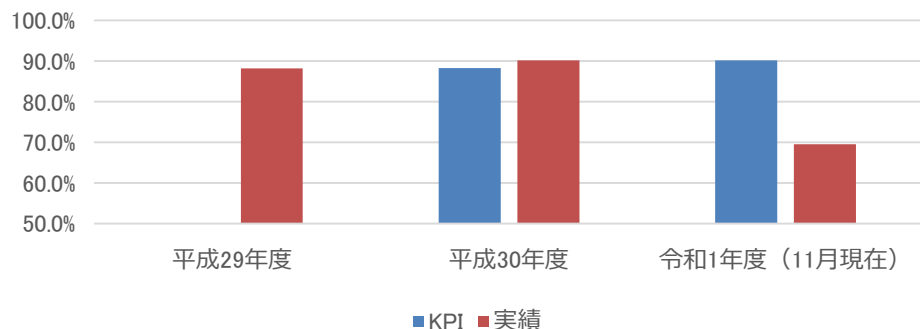
1. 基盤的保険者機能関係

○被扶養者資格の再確認の徹底

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認の確実な実施	・被扶養者の認定要件に新たに追加された「国内居住要件」に対応した被扶養者資格再確認を実施する。
・未提出事業所への勧奨による回答率の向上	・未提出事業所への早期勧奨を実施する。
・未送達事業所の調査による送達の徹底	・未送達事業所について、①事業所への連絡による再送付②給付記録から加入者への事業所所在地確認による再送付③事業主住所への再送付を行う。

被扶養者資格の確認書提出率



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
88.3%	90.2%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (11月現在)
90.3%	69.6%
令和2年度 (KPI)	
92.0%	

○オンライン資格確認の実施に向けた広報

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向け、マイナンバーカードが健康保険証として利用可能となることの周知	①広報誌への記事掲載を実施する。 ②各種研修会等において、オンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得要請への協力を依頼する。

2. 戰略的保險者機能關係

2. 戦略的保険者機能関係

○ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・健康宣言事業で活用している企業カルテの内容の充実および健康宣言企業への提供	・健康宣言勧奨時に企業健康カルテを提供し事業所の健康課題の見える化により、健康宣言を促す。

○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる 中位目標：山口支部の血圧リスク保有率を平成28年度平均まで減少させる

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・健診・医療費データの分析結果に基づく保健事業実施	・目標達成に向け焦点を絞ったデータ分析の実施と第2期データヘルス計画に基づく事業を着実に実施する。
・PDCAサイクルに沿った効率的かつ重点的な事業の推進	・第2期データヘルス計画に基づく事業進捗状況を確認するため「データヘルス進捗会議」を定期開催する。

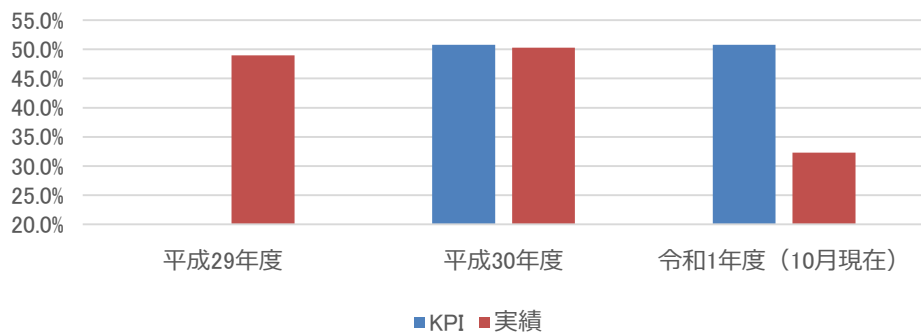
2. 戦略的保険者機能関係

○特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

■ KPI:生活習慣病予防健診	実施率	51.8%	(受診見込み者数：93,550人)
事業者健診データ	取得率	13.4%	(取得見込み者数：24,211人)
特定健康診査	実施率	31.6%	(受診見込み者数：15,544人)

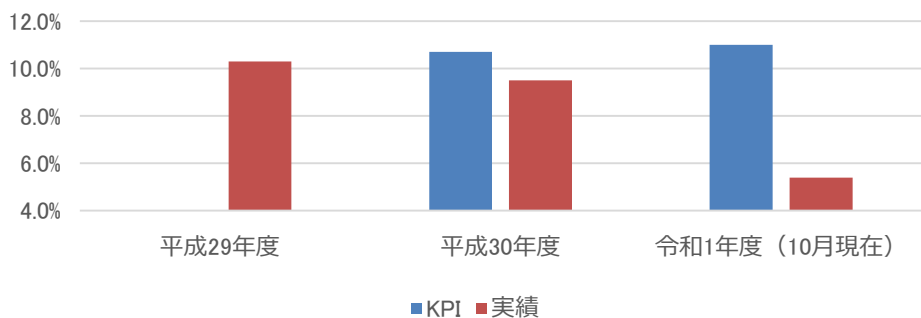
具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・生活習慣病予防健診実施機関の不足地域における集団健診の実施および新規受託機関の確保	①集団健診実施機関を募り、加入事業所へ案内する。 ②新規受託機関を増やすために健診機関へアプローチを実施する。
・協会けんぽ主催の集団健診の実施（追加オプション検査の実施）	・血管年齢等のオプションを併せて実施する。 ※国保特定乗入れを可能な範囲で実施する。
・市町がん検診と特定健診の同時実施の推進	・新規市町には確実な実施調整、継続市町には会場拡大の働きかけを実施する。
・支部、生活習慣病予防健診実施機関による受診勧奨および事業者健診データ提供依頼	①健診実施機関と連携した受診勧奨を実施する。 ②事業者健診データ提供実績がある事業所へ継続提供依頼を行うとともに、受診予定月に応じた取得勧奨を確実に行う。
・行政機関等関係団体との連携による事業者健診データ提供依頼	・県、労働局、協会けんぽの三者連名通知で依頼するとともに、依頼後に文書、電話等による勧奨を行う。
・受診履歴に基づく多様な受診勧奨【被扶養者】	①対象者の属性（過去の受診状況）に応じた受診勧奨等を実施する。 ②自己採血キットを活用した受診勧奨を実施する。
・新規対象者への受診案内及び勧奨の実施	・新規適用事業所および新規加入被扶養者等に対し、健診受診の案内を送付する。
・効果的なパンフレットの作成	・年次案内時に受診先等を同封し、スムーズな受診につなげる。 (2020年度年次案内同封物作成)

生活習慣病予防健診実施率



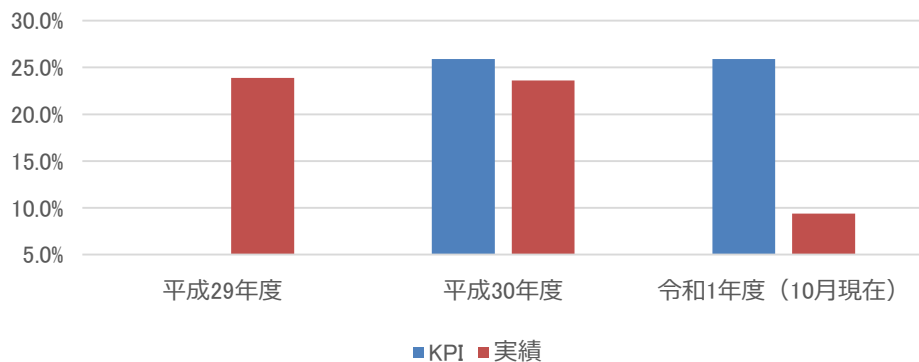
目標		実績	
平成30年度 (KPI)	50.8%	平成30年度	50.3%
令和1年度 (KPI)	50.8%	令和1年度 (10月現在)	32.3%
令和2年度 (KPI)	51.8%		

事業者健診データ取得率



目標		実績	
平成30年度 (KPI)	10.7%	平成30年度	9.5%
令和1年度 (KPI)	11.0%	令和1年度 (10月現在)	5.4%
令和2年度 (KPI)	13.4%		

特定健康診査実施率



目標		実績	
平成30年度 (KPI)	25.9%	平成30年度	23.6%
令和1年度 (KPI)	25.9%	令和1年度 (10月現在)	9.4%
令和2年度 (KPI)	31.6%		

2. 戦略的保険者機能関係

○特定保健指導の実施率の向上

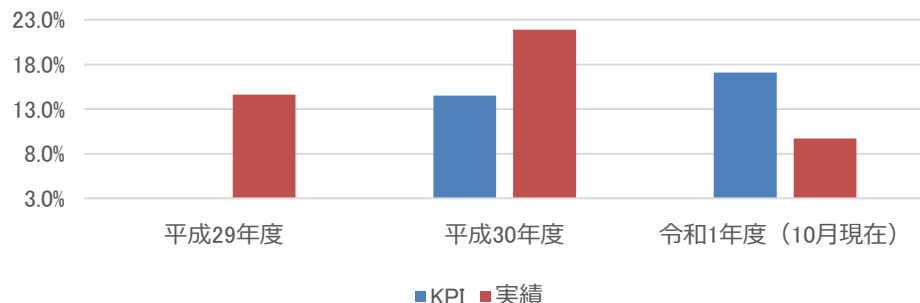
■KPI:特定保健指導 実施率 22.4 %

○被保険者 実施率：23.0%（対象者数：23,669人、実施見込者数：5,451人）《内訳》協会保健師実施分 14.8% アウトソーシング分 8.2%

○被扶養者 実施率：10.2%（対象者数：1,321人、実施見込者数：135人）

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
<p>・健診（指導）機関および保健指導専門機関による特定保健指導（被保険者）の実施拡大</p>	<p>・健診（指導）機関および保健指導専門機関への委託を推進する。</p>
<p>・前年度結果に基づく集団健診当日の保健指導及び実施拡大に向けた事業所への利用勧奨</p>	<p>・定期健診当日、保健指導実施できる環境を構築する。（新規エリアの開拓）</p>
<p>・支部職員および健診（指導）機関・保健指導専門機関による加入者・事業所への利用勧奨</p>	<p>①支部による健康宣言事業所の勧奨と併せた利用勧奨を行う。 ②未利用事業所への着実な勧奨を実施する。 ③タイムリーな利用勧奨を推進する。 健診機関→加入者（健診当日） 専門機関→事業所（後日） ④健診当日に特定保健指導が実施できる健診機関を周知する。</p>
<p>・被扶養者の集団健診当日における特定保健指導実施</p>	<p>・集団健診実施機関による健診当日の分割実施および「呼び出し型」保健指導を実施する。</p>
<p>・関係団体等との共催による研修および保健指導委託機関研修等受講による指導・面接技術の共有</p>	<p>・支部主催研修、保健者協議会主催研修等の受講によりスキルアップを図る。</p>

特定保健指導実施率



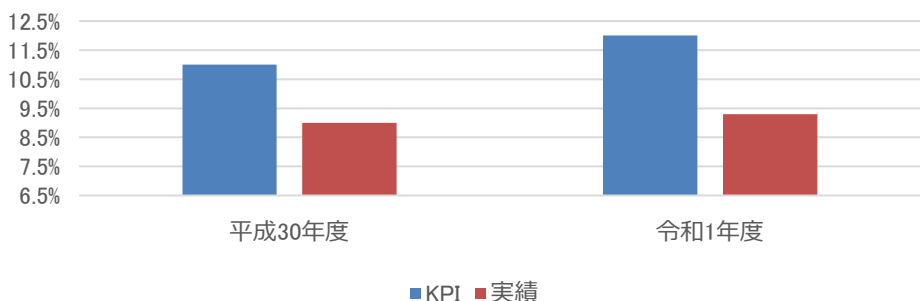
目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
14.5%	22.4%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (10月現在)
17.1%	9.7%
令和2年度 (KPI)	
22.4%	

○重症化予防対策の推進

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨	・ 委託による勧奨を強化し、未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。
・ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業	・ 「山口支部糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、かかりつけ医および自治体等関係機関と連携した重症化予防事業を推進する。

受診3ヶ月以内受診割合



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
11.1%	9.0%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (上半期)
12.0%	9.3 (※)
令和2年度 (KPI)	
12.9%	

※令和1年度の実績は、平成30年度に生活習慣病予防健診を受けた方で、健診の結果、医療の受診が必要と判断された方のうち、実際に医療を受診した方の割合を算出したものです。現時点において、上半期（平成30年4～9月）健診受診者分の実績値のみ確定しています。

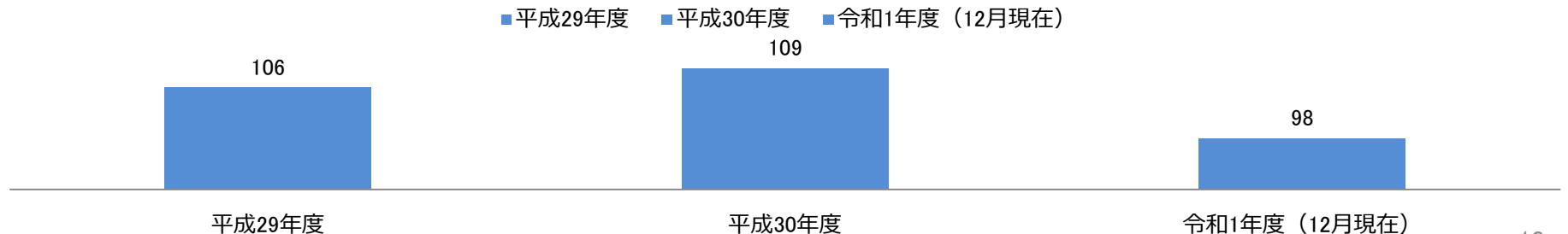
2. 戦略的保険者機能関係

○健康経営（コラボヘルスの推進）

■支部目標：新規宣言事業所200社

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・健康宣言企業拡大に向けた勧奨	・DMによる新規勧奨・企業カルテに基づいた支部全職員による積極的な電話勧奨を実施する。
・健康宣言企業に対する支援、フォローアップの実施	①県と共同で健康経営セミナーを開催するほか、健康宣言事業所に対するフォローアップを目的とした健康づくり実践講習を開催する。 ②健康宣言事業所を対象とした出前講座や健康測定器の貸与等、健康度向上に向けたサポートを実施する。 ③被保険者が毎月測定した血圧値を元に、支部で血圧に特化したカルテを毎月作成する。（10社程度を対象とする。）
・健康経営の普及に向けた関係団体への協力依頼等各種取り組みの実施	①商工会議所等、各種団体と連携した勧奨を実施する。 ②健康宣言好事例集の追加作成し展開する。

健康宣言事業所数



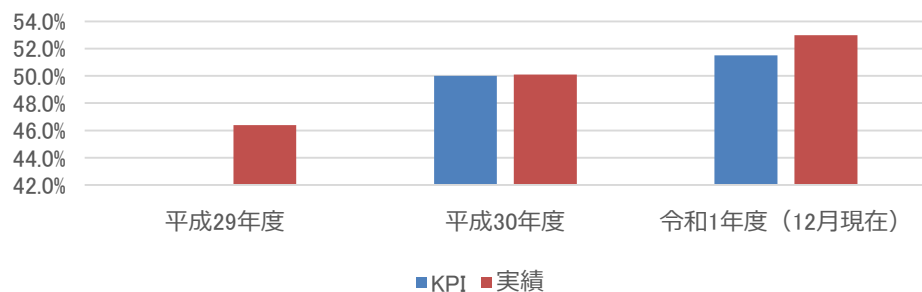
2. 戦略的保険者機能関係

○広報・健康保険委員関係

- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。（平成30年度40.4%、令和1年度47.7%）
 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.5%以上とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 事業主や加入者に向けた定期的な情報発信	・ いきいきつうしん、協会だより等を定期的に送付する。
・ メールマガジンを活用した広報（定時・随時）および登録者数の拡大	①いきいきつうしん等広報物による定期的な勧奨を行う。 ②健保委員の委嘱勧奨と併せた勧奨を実施する。 ③健康経営エントリー勧奨と併せた勧奨を実施する。 ④関係団体訪問時に勧奨を実施する。 ⑤YABリレーマラソン等、県内の大規模イベントで勧奨を実施する。
・ 県や関係団体が主催するイベントやセミナー等への積極的な参加による広報	・ 関係団体とのイベント等において、協会けんぽの事業を広報する。
・ 健康保険委員への情報提供やセミナー等の実施および委嘱数の拡大	健康保険委員委嘱年間目標：200名 ①DMによる新規勧奨及び支部職員による積極的な電話・訪問勧奨を実施する。 ②直近のアンケートをもとに社会保険委員セミナーの内容充実を促進する。 ③事務手続冊子や啓発グッズを活用した多角的な広報を実施する。

健康保険委員カバー率



目標	実績
平成30年度 (KPI)	平成30年度
50.0%	50.1%
令和1年度 (KPI)	令和1年度 (12月現在)
51.5%	53.0%
令和2年度 (KPI)	
56.5%	

2. 戦略的保険者機能関係

○広報・健康保険委員関係

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 加入者・事業主への協会の保険財政等周知	・ 広報誌やメールマガジン等を活用し、協会の保険財政等の現状と、中長期的には楽観視できない今後の展望を、理解いただけるよう適切な周知広報を実施する。
・ インセンティブ制度の本格導入に向けた周知広報の継続的な実施	・ 広報誌やメールマガジン、新聞、企業カルテ等を活用し、令和元年度の実施結果を含めた加入者・事業主の行動変容を促すよう制度の周知広報を継続的に実施する。

2. 戦略的保険者機能関係

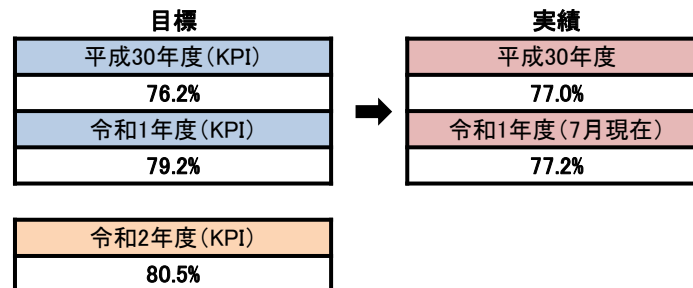
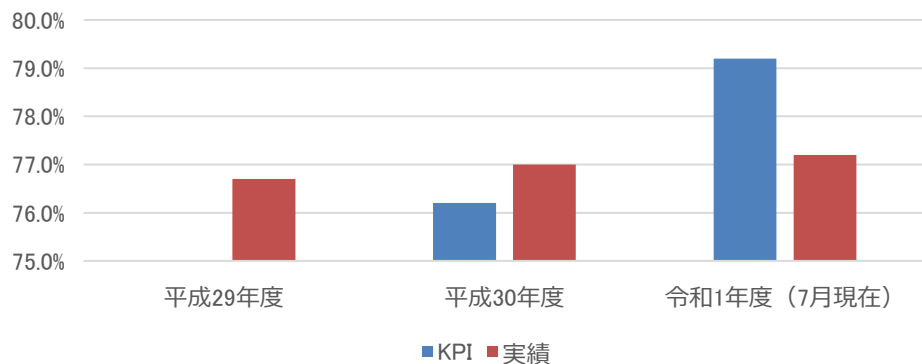
○ジェネリック医薬品関係

薬剤師会・県等と連携した取り組み

■ KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80.5%以上とする

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 山口県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会での意見発信	・ 年数回開催される協議会で協会データを活用した意見発信を積極的に行う。
・ 情報提供ツールを活用した使用促進に資する取り組みの実施	①薬局、医療機関に対し、自機関の使用割合が一目で把握できる資料を送付する。なお、薬局に対しては、薬剤師会・県との三者連名で送付する。 ②ジェネリック医薬品使用率の低い医療機関、薬局に対して訪問を行い、使用率の向上を図る。
・ 本部提供リストを活用した定期的な統計分析	・ 県内各地域のジェネリック医薬品使用割合等に係る統計資料を四半期毎に作成し、薬剤師会・県等の関係団体と課題の分析及び対策案を作成し実施する。

ジェネリック使用割合



加入者にダイレクトでアプローチする取り組み

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 自己負担軽減額通知の実施	①年2回実施する。 ②未切り替え者に対する支部独自のアンケート及び勧奨チラシを送付する。
・ 加入者に対する広報等を通じた使用促進	①県内の薬局を通じて、お薬手帳カバーを作成・配布する。 ②ジェネリック医薬品使用促進セミナーを実施する。（県との協働開催） ③若年者に対するジェネリック医薬品使用啓発チラシを送付する。

2. 戦略的保険者機能関係

○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- KPI:① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする (令和1年度12月現在 5/8 62.5%)
 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・地域医療構想調整会議等、各種協議会への参画、意見発信	①地域医療構想調整会議に参画のうえ積極的に意見発信を行う。 (参加会議5：山口・防府、宇部・小野田、下関市、周南市、岩国市) (不参加会議3：萩市、長門市、柳井市) ②国民健康保険運営協議会、地域・職域連携推進協議会等に参画のうえ積極的に意見発信を行う。
・医療費の特性等、医療費適正化対策につながる分析等の実施	・支部HP等を活用して、山口支部加入者の一人あたり医療費等の統計情報を定期的に発信する。
・医療費等分析結果に基づく意見発信や効果的な取り組みの実施	・レセプトデータ・健診結果データ等を業態・年齢階級・地域別に細分化し、山口支部の傾向・課題を詳細に分析したデータを県内の各市町に提供するほか、各種協議会における意見発信に活用する。

○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・自治体、関係団体および他保険者との連携・協働の推進	①各市町の健康づくり事業を支部の各種広報誌に掲載する。 ②被扶養者向け特定健診の広報を市町に依頼する。 ③医療費適正化に関する自治体と連携した広報チラシを作成する。 ④健康宣言事業所等に各市町の健康づくり事業を推奨する。 ⑤市町との健康づくり事業の協働を実施する。
・評議会の開催	・日程調整、資料作成等はスケジュールを立て、余裕を持って実施する。 資料は、HPの掲載を踏まえ、評議員はもちろん、事業主・加入者の皆様へも分りやすくなるよう工夫する。

2. 戦略的保険者機能関係

○その他の保健事業

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 歯周病・生活習慣病予防を目的とした歯科健診事業	・ 健康宣言企業等を対象とした集団歯科健診・個別歯科健診を実施する。
・ 加入者の健康づくりに資する各種取り組みの実施	・ 運動習慣の定着を目指した運動施設優待の利用を勧奨する。
・ 健康づくり推進協議会の開催	①年2回実施。 ②討議テーマを明確にし、活発な意見が出るよう資料を整える。

○その他の医療費適正化事業

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・ 多剤併用者等に服薬情報のお知らせを送付	・ 医科・調剤レセプトより継続服薬中の多剤併用・重複服用・相互作用等の対象者を抽出し、多剤投与や相互作用、重複投与などの可能性がある患者へお薬手帳を一本化した「服薬情報のお知らせ」を送付する。

3. 組織体制関係

3. 組織体制関係

○組織の適切な運営

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・リスク管理の徹底	・災害時の対応、安否確認システムの登録を徹底する。
・コンプライアンス、個人情報保護等の徹底	・定期的に自主点検を実施し、その結果を踏まえてコンプライアンス委員会等を開催する。
・ハラスメント対策の確実な実施	・ハラスメントを発生させないため定期的な職員研修の実施と体制の構築を図る。
・労働安全衛生の推進	・健康経営宣言事業所として職員の健康づくりを実践する。

○OJTを中心とした人材育成

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
・OJTの実践および効果的な支部の実情に応じた研修の実施	①定期的に支部内研修を実施する。 ②支部の課題等に応じた研修を実施する。 ③研修実施計画に基づいた研修を着実に実施するとともに、定期的に職員に必要となる勉強会を適切に実施する。
・自己啓発による知識・スキルの向上	・オンライン研修の実施や通信教育講座のあっせんを行うことで自己啓発に対する支援を積極的に行う。

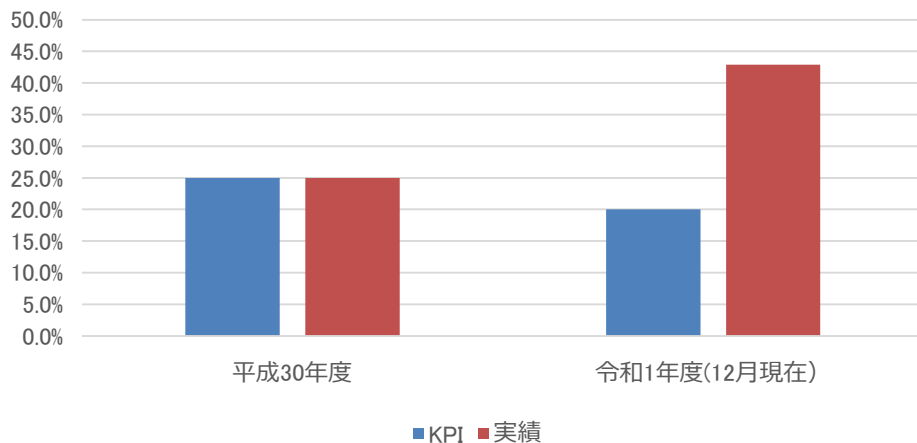
3. 組織体制関係

○費用対効果を踏まえたコスト削減

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。ただし一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。

具体的な施策	具体的な取り組み内容 等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達審査委員会開催等による適正な調達の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 調達仕様書送付業者の拡大のため、入札公告期間を一定期間確保することを徹底する。 ② 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節電等取り組みによるコスト削減の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① 予算の執行管理を適切に行うとともに、管理状況を職員へ周知することで、コスト削減意識の向上に努める。 ② 電気使用量及び消耗品の使用について、「見える化」したものを継続して職員に周知のうえ、コスト削減意識の向上に努める。

一者応札案件の割合



目標	
平成30年度(KPI)	25.0%
令和1年度(KPI)	20.0%
令和2年度(KPI)	20.0%

実績	
平成30年度	25.0% (1/4)
令和1年度(12月現在)	42.9% (3/7)